

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

令和 7 年 1 月

農林水産省

環境バイオマス政策課
再生可能エネルギー室

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 鉱物資源の埋蔵量に対し、2050年までの需要が大幅超過の見込み、プラスチックの世界使用量も2倍以上に
- 世界で循環経済への移行が加速。再生材需要が増加、素材・製品産業の競争力は、「品質＋価格＋再生材」重視に
- 日本の廃棄物処理・リサイクル業は小規模分散。製造業との再生材の質・量の需給ギャップにより、リサイクル原料が焼却・埋立や、海外輸出されている
- 天然資源の採取と加工は、温室効果ガス排出の55%超、生物多様性損失と水ストレスの90%超の要因（UNEP国際資源パネル）
- 廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる経済社会システムへの転換が必要

EU

- 循環経済の取組が加速化し、制度・規制等も次々と導入。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、EU域内での資源循環を強化。

バリューチェーン別の規制

廃自動車(ELV)改正規則案（2023年発表）

- 再生プラ25%使用義務化案等

バッテリー規則（2023年施行）

- バッテリー製造時の再生リチウム、再生コバルト等の利用の義務化等

ASEAN諸国

- 電気電子機器廃棄物（E-waste）の法令整備が不十分なこと等により、不適正な処理やリサイクルによる環境汚染が深刻な問題。

日本

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存
（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額約38兆円）



焼却処理等

衣類：
焼却・埋立 45万トン
※排出される衣類の95%



プラスチック：
焼却 約510万トン
（廃プラの約7割）



資源輸出

プラスチック：
約125万トン（再生プラの約75%）

EV用バッテリー工程端材：
約0.5万トン

鉄スクラップ：
685万トン
（国内供給量4,447万トンの約15%）



（注）数字は年間の値

グローバル企業

- 世界的企業でもブランド価値向上の観点から再生材を利用する動きが加速。
- 自社製品の回収を進め、自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。
MacBookやApple Watchの特定ラインは再生アルミ100%。

パタゴニア（アパレル）

2025年までに再生材、再生可能な原料のみを使用。

資源ナショナリズムの動き

- 化石資源と同様に、レアメタル・ベースメタルといった鉱物資源も特定の地域に偏在。
- 特定の国の供給ショックが全世界の需給に大きく影響する構造。

中国

2015年からレアアースに対する輸出許可制を導入。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ（案）の基本的な考え方

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

廃棄物等の再資源化例

- ・ 家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- ・ プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※世界で自動車製造において再生プラスチック活用の動き
- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- ・ 農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
- ・ 下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- ・ 商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- ・ 廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- ・ 衣料品のリペア、リユース



循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・ 9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・ 資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

廃棄物処理・
リサイクル業者

自治体

製造業

・ 地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

・ 環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ（案）概要

地域の循環資源を生かした豊かな暮らしと地域の実現

地域の再生可能資源の徹底活用

- 国民各層における資源循環ビジョン・モデルの共有※や地域への実装支援【経産、環境】
※産官学からなるサーキュラーパートナーズの活用や全市町村からなる資源循環自治体フォーラム創設
- レアメタルを含む小型家電など地域の循環資源の回収・再資源化の促進【環境、経産】
- 食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済おむつリサイクルの推進【消費者、農水、経産、環境】
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金等による地方公共団体の取組支援等【地方創生】
- 廃棄物や未利用資源などの地域資源を活用した地域脱炭素の推進【環境】
- 資源循環に資する「地域生活圏」の形成【国交】

農山漁村のバイオマス資源の徹底活用

- 地域の未利用資源等を活用した農林漁業循環経済地域づくりに向けた支援【農水】
- 中高層をはじめとする木造建築の推進や木質系新素材の技術開発の支援【農水、国交】

資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- 下水汚泥資源の有効利用の推進、建設リサイクルの高度化【国交、農水】
- 長く使える住宅ストックの形成・空き家等の利活用・インフラ長寿命化の推進【国交】

循環経済型ビジネスの拡大

- 付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等※の支援【環境、経産】
※新たな売り方（リメイク、アップサイクル、シェアリング等）の促進、電子的なプラットフォームの活用（eコマース等）など
- 大阪万博での「日本版CE」の発信【経産、環境】

資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成

- 資源循環分野での企業の循環性情報開示のスキーム（GCP）等の国際ルール形成を主導【環境】
- 政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援【環境】

国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築

資源循環を促進する制度的対応

- 再生材利用拡大、環境配慮設計の可視化・価値化等のための制度的枠組み構築
- 太陽光パネルのリサイクル促進等に向けた制度的枠組み構築

製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大

- 再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化【環境】
- 資源循環分野における外国人材確保【環境】
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成【環境、経産】
- 事業者間で素材情報等を共有する情報流通プラットフォームの構築支援【経産、環境】

高度な再資源化技術・設備に対する投資促進

- 高度な分離・回収技術やAI導入による高効率な設備等の技術開発・設備導入支援【環境、経産】
- 環境配慮の製品設計等を可能とする技術開発への支援【経産】
- バイオもののづくりの社会実装に向けた支援【経産】
- 持続可能な航空燃料（SAF）供給体制の構築促進【経産、国交、環境】
- 廃棄物処理施設を核にCO2等を資源として活用する新たな循環産業の創出【環境】

我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築

- 資源循環ネットワーク・拠点構築に向けたF S事業（全国12カ所）実施や港湾の選定・整備【環境、国交】
- 不適正ヤードへの対応強化等による金属スクラップの不適正な国外流出抑制等【環境、経産】
- ASEAN諸国の電子スクラップの我が国での再資源化体制の構築【環境、経産】
- アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成支援等を通じた廃棄物インフラ輸出機会の創出【環境、国交】

- 全国各地で発生する廃棄物を循環資源として活用し、さらに、海外で発生する循環資源も取り込むことで、新たな成長を生み出す。
→循環経済関連ビジネス市場規模を2030年までに80兆円に拡大
→全国各地に存在する資源循環業の拡大、地域の課題解決を通じた地方創生、質の高い暮らしの実現
- 循環資源を最大限活用し、安定的な再生材供給体制を整え、資源循環型の新しいものづくり・輸出大国の確立に貢献する

(参考) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ（案）予算規模概算

(1) 地域の資源循環を生かした豊かな暮らしと地域の実現				
	R6補正	R7予算案	合計	備考
①地域の再生可能資源の徹底活用				
資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業（経産省）		10	10	
地域資源循環促進を底上げする自治体CE診断・中核人材育成事業（環境省）	2	1	3	
地域資源を活用した再生材の地域への供給強化による地産地消型資源循環の加速化（環境省）	20		20	
廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル構築（家庭用廃食油の回収促進含む）（環境省）		4	4	
市町村のリサイクル施設整備支援（環境省）	180	100	280	
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（環境省）		17	17	
太陽光パネル・小型家電等の循環資源利用高度化の促進（環境省）		1+(3)	1+(3)	※カブコ内は食品ロス削減等支援で計上
プラスチック資源循環等の推進（社会実装支援等）（環境省）		(4)	(4)	※カブコ内は食品ロス削減等支援で計上
脱炭素型の資源循環設備の導入支援（環境省）	17	83	100	
先進的な資源循環設備への投資促進（環境省）		150	150	
食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済紙おむつ等の資源循環の促進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援（環境省）	2	9	11	
食品ロス削減、サステナブルファッション等の促進（消費者庁）		0.7	0.7	内数
食品寄附DX推進事業（消費者庁）	0.7		0.7	
食品ロス削減総合対策事業（農水省）		0.4	0.4	
食品ロス削減緊急対策事業（農水省）	3		3	
新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）	1000	2000	3000	内数
地方創生支援事業費補助金（内閣府）	0.5		0.5	内数
地方創生×脱炭素推進事業等による知見・ノウハウの横展開（内閣府）		0.1	0.1	内数
地域脱炭素推進交付金（環境省）	365	385	750	内数
地域生活圏形成リーディング事業（国交省）	2	0.1	2.1	
②農林漁業のバイオマス資源の徹底活用				
みどりの食料システム戦略推進総合対策（農水省）		6	6	
みどりの食料システム戦略緊急対策事業（農水省）	38		38	
農林漁業を核とした循環経済先導地域づくりに向けた支援（農水省）	165	161	327	内数
林業・木材産業国際競争力強化総合対策（農水省）	459		459	内数
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策（農水省）		144	144	内数
農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業（フェーズ3基金）による「森林由来のグリーン系新素材及びその樹脂組成物の大規模製造に向けた技術実証プロジェクト」（農水省）		22		R6年度～R9年度
優良木造建築物等整備推進事業（国交省）		373	373	内数
③資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備				
国内肥料資源利用拡大対策事業（農水省）	64		64	内数
下水汚泥肥料化推進事業、下水道脱炭素化推進事業（国交省）	37	86	123	内数
汚泥資源肥料利用推進事業（国交省）	0.1	36	36.1	内数
社会資本整備総合交付金（水道・下水道事業）（国交省）	10	4874	4884	内数
防災・安全交付金（水道・下水道事業）（国交省）	52	8470	8522	内数
再生コンクリート骨材等の利用用途拡大（国交省）		193	193	内数
建設発生土の相互有効利用のマッチング強化（国交省）		193	193	内数
長期優良住宅化リフォーム推進事業（国交省）		373	373	内数
子育てグリーン住宅支援事業（国交省）	2250	373	2623	内数
④循環経済型ビジネスの拡大				
食品ロス削減、サステナブルファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環の促進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援（環境省）	2	9	11	再掲
資源自律経済を加速する関係主体連携促進事業（経産省）	10		10	
資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業（経産省）		10	10	再掲
プラスチック資源循環等の推進（社会実装支援等）（環境省）		4	4	再掲

(2) 国内外一体の高度な資源循環ネットワークの構築				
	R6補正	R7予算案	合計	備考
①資源循環を促進する制度的対応				
②製造業と廃棄物処理・リサイクル業（資源循環業）の連携強化による再生材供給拡大				
再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進（環境省）	2	2	4	
自動車における再生材供給拡大に向けた産官学連携推進事業（環境省）	10		10	
脱炭素型の資源循環設備の導入支援（環境省）	17	83	100	再掲
先進的な資源循環設備への投資促進（環境省）		150	150	再掲
資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業（経産省）		10	10	再掲
ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業（経産省）		22	22	
③高度な再資源化技術・設備に対する投資促進				
脱炭素型の資源循環設備の導入支援（環境省）	17	83	100	再掲
先進的な資源循環設備への投資促進（環境省）		150	150	再掲
再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進（環境省）	2	2	4	再掲
資源自律経済システム開発促進事業（経産省）		25	25	
産官学連携による自律型資源循環システム強化促進事業（経産省）		30	30	
長期海洋生分解性プラスチック評価技術開発事業（経産省）		4	4	
バイオものづくり革命推進事業（経産省）		3000		R4年度～R14年度
グリーンイノベーション基金事業による「バイオものづくり技術によるCO2を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」プロジェクト（経産省）		1767		R5年度～R12年度
持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業（経産省）		3368		R6年度～R10年度
SAFの導入促進事業（国交省）		12	12	内数
廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル構築（家庭用廃食油の回収促進含む）（環境省）		4	4	再掲
地域資源を活用した再生材の地域への供給強化による地産地消型資源循環の加速化（環境省）	20		20	再掲
グリーンイノベーション基金事業による「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル実現」プロジェクト（環境省・経産省）		445		R5年度～R12年度
④我が国をハブとする資源循環ネットワーク・拠点の構築				
資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査事業（環境省）	10		10	
サーキュラーエコノミーへの移行に向けた港湾を核とする物流システムに関する検討（国交省）	0.1		0.1	
環境対策が不十分なヤード対応等の推進（環境省）	1	2	3	
ASEAN各国のE-Wasteの適正な回収・リサイクルへの協力による国際金属資源循環の促進（環境省）		1	1	
廃棄物の輸出入適正化の推進（環境省）	0.5	2	2.5	
脱炭素型の資源循環設備の導入支援（環境省）	17	83	100	再掲
先進的な資源循環設備への投資促進（環境省）		150	150	再掲
アフリカにおける廃棄物管理プロジェクト形成促進事業（環境省）	10		10	
(3) 資源循環市場の創出拡大に向けた国内外のルール形成				
	R6補正	R7予算案	合計	備考
企業の循環性情報開示スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進（環境省）		1	1	

R6補正 308億円 R7予算案 471億円 合計 779億円+α※

※交付金等の各種事業の内数計上分 合計 3兆679億円

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

【令和7年度予算概算決定額 16,139百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 16,543百万円の内数）

- ＜対策のポイント＞
- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
 - 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進
- 農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。
- ・農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ・課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ・再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附属設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】
2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

○みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
- ・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】

○みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】

等

○国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】

○農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】

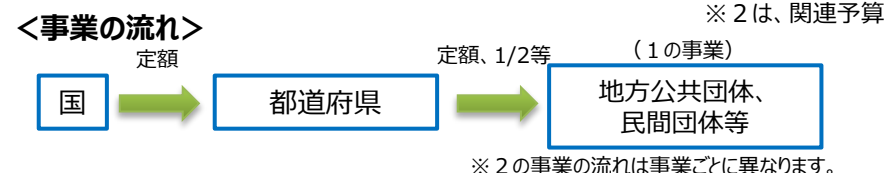
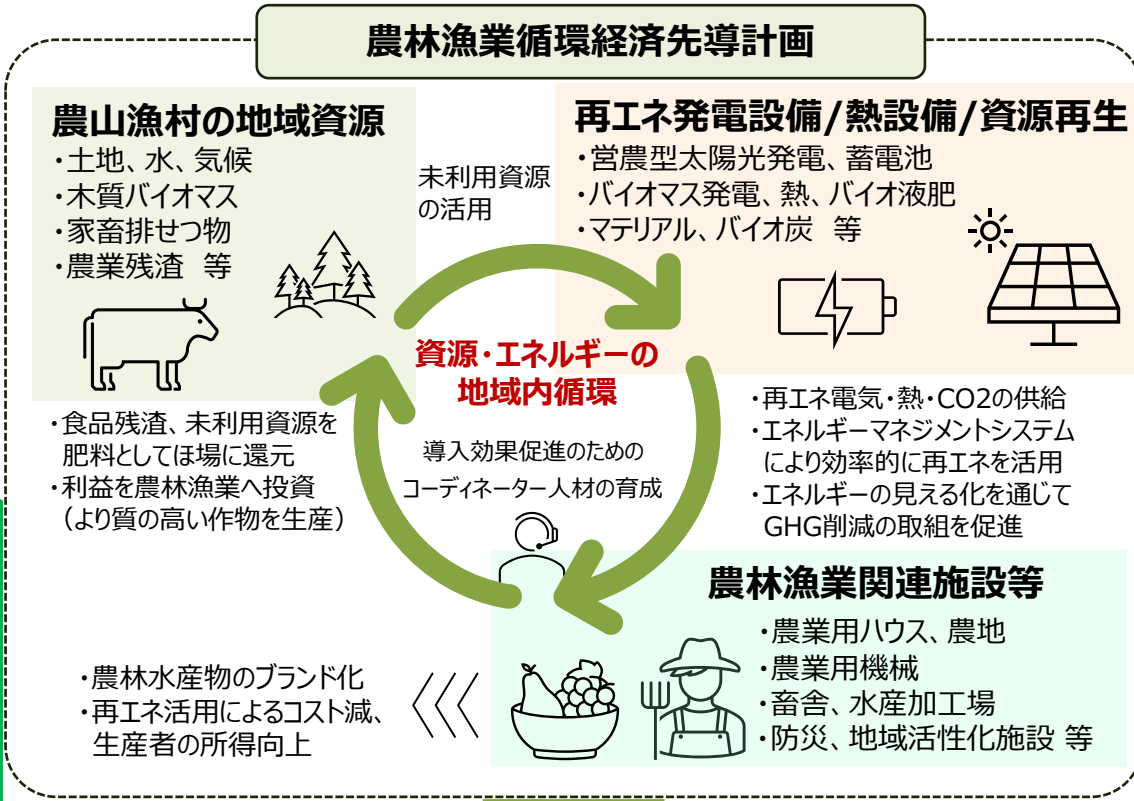
○林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】

○水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】

○浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

【支援事業】

優先枠
優遇措置



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

5

【参考①】 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり事業の詳細イメージ

農林漁業循環経済先導地域

農林漁業循環経済先導計画(市町村が策定)

再エネ・マテリアル製造設備

支援対象設備（一例）

バイオガスプラント

営農型太陽光発電設備

BDF等燃料製造施設

もみ殻ボイラー

鶏糞ボイラー

熱電併給設備(CHP)

電力
熱
BDF
CO2
バイオ液肥
バイオ炭

資源・エネルギー
地域内循環

- 再エネ設備・マテリアル製造設備から1以上、且つ、利用先(農林漁業関連施設)から1以上選択し、計3以上を先導計画に位置付け計画期間内に1設備以上導入
- 利用先までの電力自営線、熱導管も支援対象
既存電力送電網を通じたPPA契約による電力供給も可

電力・熱・マテリアルの利用先

農林漁業関連施設(一例)

施設園芸・農業機械

畜舎・鶏舎

養殖施設

レンダリング・食肉加工施設

木質チップ乾燥施設

肥料販売（農家・農業法人等）

バイオ液肥散布（農地）

ソフト支援：導入効果促進のためのコーディネーター人材の育成等

地域協議会が先導計画の承認・進捗状況把握・フォローアップ

〇〇町農林漁業循環経済先導地域協議会

構成員：市町村・事業者（再エネ供給者）・農林漁業者（再エネ等需要者）・地域住民等

採択時の加点措置

- みどりの食料システム戦略緊急対策交付金
 - ・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
 - ・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】
 - ・みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】
 - ・SDG s 対応型施設園芸確立【R7当初・R6補正】
- 国内肥料資源利用拡大対策事業
 - ・国内肥料資源活用総合支援事業【R6補正】
 - ・畜産環境対策総合支援事業【R6補正】
- 農山漁村振興交付金
 - ・地域資源活用価値創出対策（一部）【R7当初・R6補正】
 - ・最適土地利用対策【R7当初・R6補正】
- 水産業競争力強化緊急事業のうち
 - ・水産業競争力強化緊急施設整備事業【R6補正】
 - ・水産業競争力強化漁港機能増進事業【R6補正】
- 浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

地域循環型エネルギーシステム構築

- 上限額のアップ
- 支援（ハード）：営農型太陽光発電設備、付帯施設（VEMS、自営線、蓄電池）
- 支援（ソフト）：計画策定、体制整備、調査・検討、人材育成、栽培実証等

バイオマスの地産地消

- 上限額のアップ
- 支援（ハード）：施設の機能強化対策

【参考②】 先導計画について

先導計画の記載事項

- (1) 地域の概要
- (2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- (3) 目指すべき将来像と目標
- (4) 事業化プロジェクト
- (5) 実施体制
- (6) フォローアップ方法
- (7) 事業実施工程表
- (8) 関連する計画
- (9) その他必要な事項

先導計画にみなせる計画

次の計画に、農林漁業関連施設において再生可能エネルギーやバイオマスの利用を常時行う等の先導計画に準ずる内容が含まれる場合は、先導計画とみなすことができる。

①バイオマス産業都市構想

バイオマス産業都市構想取扱要領（バイオマス産業都市関係府省連絡会議関係府省申し合わせ）により作成

②農林漁業再エネ法の基本計画

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

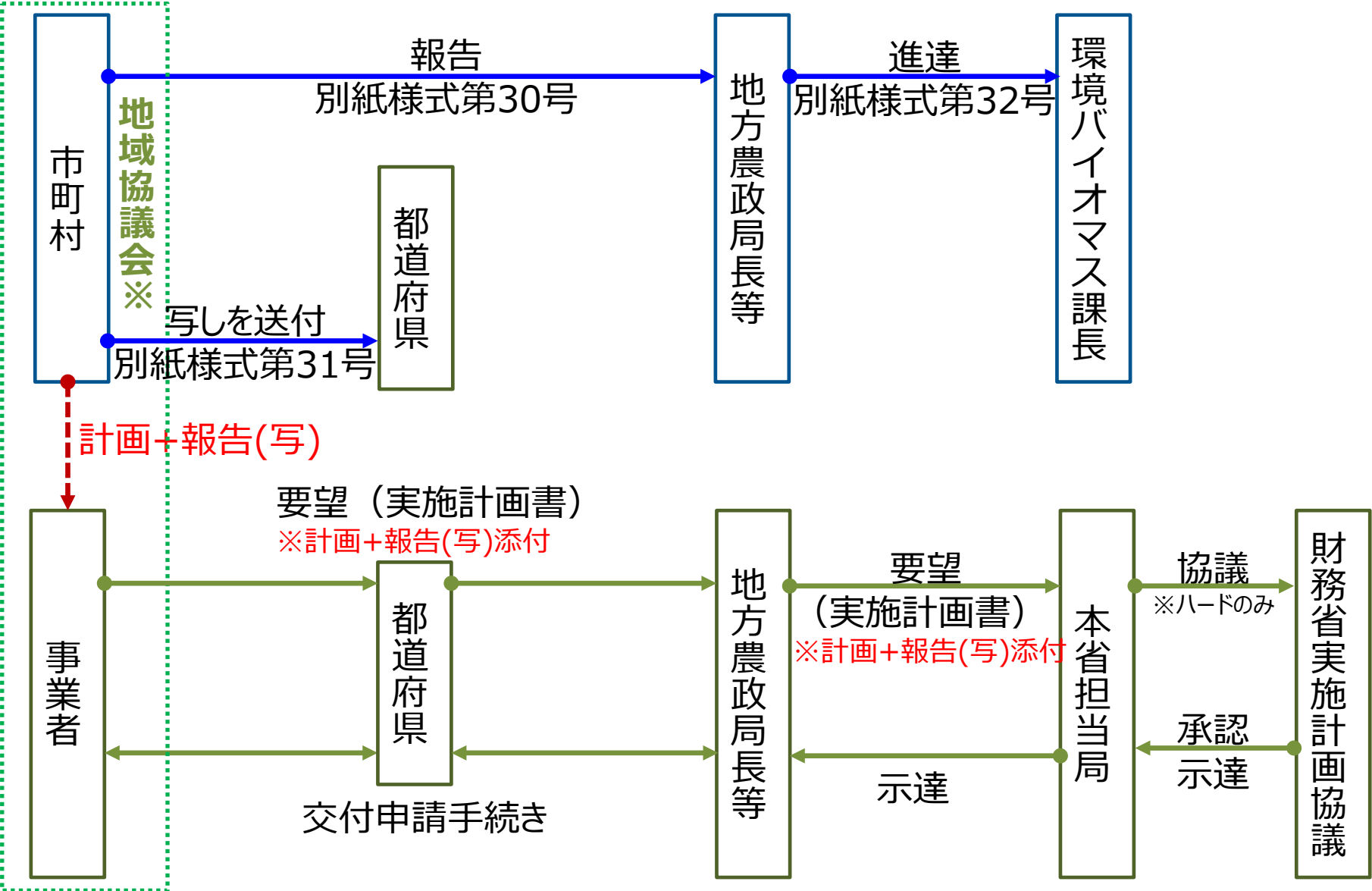
（平成25年法律第81号）第5条に基づき作成

※先導計画（別紙様式第12号）は市町村が策定
※地域協議会構成員（例）：市町村、事業者、農林漁業者、都道府県、地域住民等

計画策定フロー

支援事業フロー

※各要領に基づく手続き



別記 10

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

第1 事業内容等

人口減少、少子高齢化の進行が顕著となっている農山漁村において、担い手不足、人口減少による消費の減少等により経済活動が低下する一方、社会保障費や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大やエネルギー代金等の地域外への流出により循環型経済の構築が困難になる地域の増加が見込まれている。

このような地域の課題を解決し、地方創生に向けた循環経済を実現するためには、農山漁村地域に賦存する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外への流出防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進し、コミュニティを維持することが重要であり、地方公共団体、事業者、農林漁業者、地域住民等の関係者が共同した取組が求められる。

このため、本事業では、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、当該計画に基づき実施される、地域特性に応じた環境と調和のとれた農林漁業と循環経済が連携する先導的取組を後押しする。

1 農林漁業循環経済先導計画の作成

市町村は、地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等に供給する取組等を実施するに当たって、次の（１）から（９）までを記載した農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）を別紙様式第12号により作成するものとし、事業実施主体が、第2の1に示す支援事業を実施する場合は、先導計画の写しを支援事業の実施要綱等の関係通知に定める交付申請書等に添付して、支援事業の実施要綱等の関係通知に定めるところにより申請するものとする。

なお、バイオマス産業都市構想取扱要領（バイオマス産業都市関係府省連絡会議関係府省申し合わせ）に基づき策定されたバイオマス産業都市構想及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条に基づき作成された基本計画に、農林漁業関連施設において再生可能エネルギーやバイオマスの利用を常時行う等の先導計画に準ずる内容が含まれる場合は、先導計画を作成したとみなすことができる。

- （１） 地域の概要
- （２） 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題
- （３） 目指すべき将来像と目標

- （４） 事業化プロジェクト
- （５） 実施体制
- （６） フォローアップ方法
- （７） 事業実施工程表
- （８） 関連する計画
- （９） その他必要な事項

2 先導計画の実施体制の整備等

（１） 農林漁業循環経済先導地域協議会

先導計画を作成しようとする市町村は、先導計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため農林漁業循環経済先導地域協議会（以下「協議会」という。）を組織し、先導計画の実現に向けた調査や人材育成、実証等を実施する。

なお、協議会の活動に係る経費は、本要綱別記8-1の事業を活用することができる。

（２） 協議会は次に掲げる者をもって構成する。

ア 先導計画を作成しようとする市町村

イ アの市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備等の整備を行うおうとする者

ウ アの市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他当該市町村が必要と認める者

（３） 協議会において協議された事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

（４） 前3号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2 支援事業

1 先導計画により実施する支援事業

支援事業は、先導計画に基づき実施する地域の資源・再生可能エネルギーの地域循環に資する取組を行う次の事業とし、その具体的な内容は、それぞれの事業の実施要綱等に定めるところによるものとする。

（１） 本要綱第4各号に掲げる事業のうち次のもの

ア 地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）

イ 地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業）

ウ バイオマスの地産地消（推進事業）

エ バイオマスの地産地消（整備事業）

オ みどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）のうち整備事業

カ みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）のうち整備事業

キ SDGs 対応型施設園芸確立

- (2) 国内肥料資源利用拡大対策事業（国内肥料資源利用拡大対策事業費交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）第5に基づく国内肥料資源活用総合支援事業及び畜産環境対策総合支援事業）
- (3) 農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）第3の各号に掲げる事業）のうち次のもの
 - ア 地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型
 - イ 最適土地利用総合対策
- (4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業（水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）第4に定める事業）のうち次のもの
 - ア 水産業競争力強化緊急施設整備事業
 - イ 水産業競争力強化漁港機能増進事業

2 事業実施主体

事業実施主体は、1に掲げる支援事業ごとに実施要綱等に定めるところによるものとする。

第3 交付対象経費

交付対象経費の範囲は、第2の1に掲げる支援事業ごとに実施要綱等に定めるところによるものとする。

第4 報告手続等

1 先導計画の報告手続

- (1) 市町村長は、先導計画（第1の1のなお書きにより、バイオマス産業都市構想の策定又は基本計画の作成をもって先導計画を作成したとみなした場合にあっては、当該バイオマス産業都市構想又は基本計画）を策定した場合、別紙様式第30号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとし、その写しを別紙様式第31号により都道府県知事へ送付するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された先導計画の内容を確認し、別紙様式第32号により大臣官房環境バイオマス政策課長に進達するものとする。

2 先導計画の変更手続

市町村長は、1(1)により報告した先導計画が、次の各号のいずれかに該当するときは、先導計画を変更するものとする。なお、報告手続については、

前項の規定を準用するものとする。

- (1) 別紙様式第12号(3) 目指すべき将来像と目標（数値目標の30%以上の増減）を変更しようとするとき
- (2) 別紙様式第12号(4) 支援事業の申請を予定している事業化プロジェクトを追加し、又は中止するとき

第5 助成

国は、予算の範囲内において、先導計画に位置付けられた事業化プロジェクトを実施する支援事業における優先採択等の措置を行うものとする。

第6 事業の状況報告

国は、本事業の実施に際して活用された事業の状況報告については、各支援事業の実施要綱等の規定に基づき、必要に応じて事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求めることができることとする。

別紙様式第12号（別記10 関係）

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり
〇〇市農林漁業循環経済先導計画

市町村名	〇〇市
策定年月	令和〇年〇月

424

（5）実施体制 ※第1（2）に規定する農林漁業循環経済先導地域協議会の設置・運営方針を記載
（6）フォローアップ方法 ※体制、方法、時期等を記載
（7）事業実施工程表 ※5年間の事業実施工程表を作成し、計画期間内に（4）で位置付けた設備又は施設を1施設以上整備し、農林漁業施設で利用を開始する工程とすること ※6年目以降の事業実施計画がある場合は当該事業実施工程も記載
（8）関連する計画 ※バイオマス産業都市構想等のバイオマスの資源循環や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定した市町村の認定を受けた設備整備計画等の再生可能エネルギーに関連する計画を記載
（9）その他必要な事項 ※その他参考となる事項があれば記載

※（1）～（9）に関する補足説明資料を添付する場合は、該当する項目及び資料の名称を記載した資料目録とともに添付すること
※記載内容をわかりやすく示すために、図表等を用いたり、複数の事項をまとめて記載すること等は可

427

（1）地域の概要 ※対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特徴等を記載 （位置、面積、人口、交通、農林漁業等産業の状況、気候等）
--

（2）地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題 ※地域内のバイオマス資源循環、再生可能エネルギーの取組状況と課題を記載 ※既存施設の機能強化対策を行う事業化プロジェクトを位置付ける場合は、当該施設の社会インフラとしての役割や事業継続の必要性等を記載
--

（3）目指すべき将来像と目標 ※地域内の再生可能エネルギー比率や資源循環量向上、農林漁業施設における再生可能エネルギー等の利用による循環経済の確立に向けた目標等を記載 ※目標の例：農林漁業関係施設等における再生可能エネルギーやマテリアルの利用量（再生可能エネルギー量、バイオマス利用量、廃棄物再生利用量、廃棄物処理費用削減額等）、温室効果ガス削減量等 ※目標年度は5年後とする

425

（4）事業化プロジェクト ※再生可能エネルギー設備・バイオマスマテリアル製造設備を1設備以上、及び、エネルギー・マテリアルを供給する農林漁業関係施設等を1施設以上、合計で3施設以上（組合では開かない）を1つのプロジェクトとして位置付けること ※プロジェクトごとに①再生可能エネルギー設備・マテリアル製造設備、②農林漁業関係施設等を記載 ※記載内容：施設・設備名、事業主体、事業名、生産量・製造額等、区分（施設・製造等）、工程（製造・加工等）、設備事業費、活用予定の支援事業、供給先（施設、販売先等）、備考

プロジェクト名	〇〇バイオマスプラント等地域循環プロジェクト
事業場所	〇〇市〇〇町〇〇、〇〇、・・・

施設・設備名	事業主体	事業名	生産量・製造額等	区分	工程	設備事業費	活用予定の支援事業	供給先（施設、販売先等）	備考
例〇〇 バイオマスプラント〇号機	例〇〇	※畜産施設増設 〇〇kg/年（〇〇t/月）	①発電：〇〇kWh/年 ②暖房：〇〇kWh/年 ③乾燥機：〇〇t/年 ④貯蔵：〇〇t/年	既設 （増設設備）	B6～B9	〇、〇億円	みどりの食料システム戦略型交付金交付金のうち バイオマスの推進費	食品加工施設 肥料製造設備 食料加工施設 国産施設（ハウス）	
※農産物加工施設	〇〇地域協議会	〇〇kg/年 設置面積：〇〇㎡	①暖房：〇〇kWh/年	新設	B7	〇、〇億円	みどりの食料システム戦略型交付金交付金のうち 農林漁業型エネルギーシステム構築	国産施設（ハウス） 肥料製造設備 食料加工施設 国産施設（ハウス） 農林漁業型エネルギーシステム構築	
例〇〇 自営用・委託設備	例〇〇	自営用：〇〇kg/年 委託設備：〇〇kg/年 設置面積：〇〇㎡	—	新設	B7	〇、〇億円	みどりの食料システム戦略型交付金交付金のうち 農林漁業型エネルギーシステム構築	国産施設（ハウス） 肥料製造設備 食料加工施設 国産施設（ハウス） 農林漁業型エネルギーシステム構築	

施設・設備名	事業主体	事業名	エネルギー・マテリアルの利用量	区分	工程	設備事業費	活用予定の支援事業	供給先（施設、販売先等）	備考
例〇〇 食品加工施設	例〇〇	製造物：食用卵類、飼料用卵類 製造量：〇〇kg/年	①発電：〇〇kWh/年 ②暖房：〇〇kWh/年	既設	B10完成	—	—	〇〇農協、例〇〇牧場、例〇〇種苗	
例〇〇 肥料製造設備	例〇〇	製造物：鶏糞ペレット 製造量：〇〇kg/年	①暖房：〇〇kWh/年 ②乾燥機：〇〇t/年	新設	B7	〇、〇億円	国産肥料資源利用拡大付事業のうち 国産肥料資源活用促進付事業	例〇〇肥料	
〇〇農園（自） 国産施設 A（ハウス）	〇〇農園（自）	作物：イモ類 収穫量：〇〇kg/年 設置面積：〇〇㎡	①暖房：〇〇kWh/年 ②乾燥機：〇〇t/年	既設	B10完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇	
例〇〇 国産施設 B（ハウス）	例〇〇	作物：マンゴー 収穫量：〇〇kg/年 設置面積：〇〇㎡	①暖房：〇〇kWh/年 ②乾燥機：〇〇t/年	既設	B10完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇、〇〇ファーマー	
〇〇 農林水産加工販売施設	〇〇	鶏肉・卵類等加工販売	①暖房：〇〇kWh/年	新設	B7	〇、〇億円	農産物加工販売交付金 地域振興型活用促進交付金のうち 産業支援費	直販	

426

【参考⑥】農林漁業循環経済先導地域協議会規約（記載例）

〇〇市農林漁業循環経済先導地域協議会規約（記載例）

令和〇年〇月〇日制定

（名称）

第1条 この地域協議会は、〇〇市農林漁業循環経済先導地域協議会（以下「地域協議会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 地域協議会の事務局は、〇〇市〇〇課が担う。

（目的）

第3条 地域協議会は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知）別記〇（以下「要綱別記」という。）に基づき、〇〇市が策定する農林漁業循環経済先導計画（以下「先導計画」という。）の承認、その取組に関し必要な事項等について協議するために設置する。

（協議事項）

第4条 地域協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 一 先導計画の承認
- 二 事業化プロジェクトの進捗状況把握
- 三 事業化プロジェクトのフォローアップ
- 四 先導計画の変更に係る承認
- 五 その他必要な事項

（構成員）

第5条 地域協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 〇〇市（町、村）
- 二 〇〇（バイオマスプラント、営農型太陽光設備等の整備を行おうとする者）
- 三 〇〇（農林漁業者）
- 四 〇〇（農林漁業団体）
- 五 〇〇（関係住民）
- 六 〇〇（学識経験者）
- 七 〇〇（〇〇県）
- 八 その他、地域協議会が必要と認める者

（役員）

第6条 地域協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

2 前項の役員は、総会において選任する。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第9条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第10条 地域協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（会議の招集）

第11条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、構成員の〇分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第12条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。

4 地域協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（議事録）

第13条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 開催日時及び開催場所
- 二 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
- 三 議案
- 四 議事の経過の概要及びその結果

（協議結果の尊重義務）

第14条 会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（書類及び帳簿の備付け）

第15条 地域協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- 二 役員及び構成員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

（規約の変更等）

第18条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

2 先導計画の一部変更等に伴う構成員の追加や除名により規約変更する場合は、第12条に準じ、会議の承認を必要とする

（地域協議会の解散）

第20条 地域協議会を解散する場合は、構成員の〇分の〇以上の同意を得なければならない。

（細則）

第22条 この規約に定めるもののほか、地域協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。